

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当局旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当局旅行業約款をご希望の方は当局までご請求ください。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、一般社団法人信州千曲観光局(長野県千曲市上山田温泉二丁目12番地10 長野県知事登録旅行業第3-593)(以下「当局」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当局と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という。)を締結することになります。
- 当局はお客様が当局の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、その他の案内書類(以下これらを総称して「パンフレット等」という。)、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)という。)及び当局旅行業約款(募集型企画旅行約款の部)(以下「当局約款」という。)によります。

2. 旅行のお申込みと旅行契約成立

- 所定の旅行申込書(以下「申込書」という。)に必要事項を記入の上、お申込みいただきます。本旅行に定める旅行代金は申込金を含みます。旅行代金(申込金含む)は取消料もしくは違約金の全部として取り扱います。
- 当局は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は成立しておらず、当局が予約を承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込書と申込金を提出いただきます。(電話等の予約では契約は成立しておりません。ただし、速やかに旅行代金を提出いただくことを確約し承諾した場合は除きます。)
- 通信契約によって契約を成立させるときは、当局が本旅行条件書とは別に定めた条件により契約が成立いたします。
- 旅行契約は、当局が契約の締結を承諾し、申込金(旅行代金の全部)を受領したときに成立するものとします。お客様が所定の期日までに申込金の支払いがなされない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
- 当局は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当局が定める日までに、構成者の名簿を当局に提出しなければなりません。
- 当局は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当局は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込条件

- 20歳未満の方のみでご旅行の場合は、保護者(法定代理人)の同意書 が必要です。一部コースを除き15歳未満もしくは中学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 特定旅客層を対象とした旅行、又は旅行目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当局の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が当局に対して暴力的または不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当局らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、身体に障がいをお持ちの方、健康を損なっている方、妊娠中の方などで、手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行申込み時にお申し出下さい。当局は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、当局は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とする場合があります。また、お申込みをお断りする場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当局がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
- お客様のご旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当局が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当局が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当局の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当局は、旅行契約成立の前後に速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当局の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は、1項(3)に記載の「パンフレット等」により構成されます。当局が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲はパンフレット等に記載するところによります。
- 本項(1)のパンフレット等をお渡し時または後に、当局は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目の日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、本旅行では本項(1)のパンフレット等に最終旅行日程表が併記されている場合があります。なお、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当局は手配状況についてご説明いたします。なお、確定した貸切バス会社名の連絡に限り、お客様の承諾を得て、旅行開始日の前日までにファクシミリ又は電子メールによる方法で行います。

5. 旅行代金の適用及びお支払い期限

- 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として、満12歳以上の方は大人代金、満4歳以上(航空機利用の場合は、満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。
- 旅行代金は、各コース毎に表示しています。出発日と利用人数、日程、食事条件でご確認下さい。なお、旅行代金に、大人・こどもの区分表示がない場合は、満4歳以上(航空機利用の場合は、満3歳以上)の全ての方に当該料金を適用します。
- 追加代金とは、運送機関の選択、運送機関の等級の選択、宿泊施設の選択、延泊等による宿泊代金等、基本旅行代金に追加する旅行代金をいいます。
- 旅行代金は、第2項(1)の「申込金」、第13項の「取消料」、第13項(2)の「違約料」及び第19項の「変更補償金」の額の算出時における基準となります。
- 旅行代金(申込金含む)は、平成30年3月15日より前に全額お支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコミークラス)、宿泊代、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等の諸税・サービス料金。
- 添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
- その他、パンフレット等において「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他諸費用。
- 上記(1)(2)(3)の代金は、お客様の都合により一部ご利用されなくても払い戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

- 前第6項に記載したものを以外は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
 - 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超えるもの)
 - クリーニング代、電報・電話代、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
 - ご希望者のみご参加されるオプションプラン・オプションツアーの代金
 - ご自宅から発着地までの交通費、および旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費
 - 傷害・疾病に関する医療費等

8. 旅行契約内容の変更

- 当局は、旅行契約締結後であっても、天災、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当局の関与し得ない事由が生じた場合に置いて、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ない時は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が生じ得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない時は、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

- 当局は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されるときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。
- 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当局は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- 前第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当局はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 前第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払うべき費用を含む。)に増額又は減額が生じる場合には、当局は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更は除きます。
- 当局は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、契約成立後に当局の責に帰すべき事由によらず当該の利用人数が変更となったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

10. お客様の交替

- お客様は、当局の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当局に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。
- 本項(1)の契約上の地位譲渡は、当局の承諾があったときに効力を生じ、以降、契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。
- 当局は、利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交替に応じない等の理由により、お客様の交替をお断りする場合があります。

11. お客様による契約の解除

- 旅行開始前の解除
 - お客様は、第13項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当局の営業日・営業時間内とします。
 - お客様は、次に掲げる場合においては、本項(1)1.の規定に係らず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができず。
 - 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第19項(1)に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - 第9項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス等の中止、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当局がお客様に対し、第4項に定める期日までに、「最終旅行日程表」を交付しなかったとき。
 - 当局の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 旅行開始後の解除
 - お客様の都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は、途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当局は一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様の責に帰さない事由により、パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

- 本項(2)の②の場合において、当局は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に関わる金額を払い戻します。ただし、当該事由が当局の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に関わる金額を差し引いたものを払い戻します。

12. 当局による契約の解除

(1) 旅行開始前の解除

- お客様が第5項(5)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当局は、その翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当局は、次に掲げる場合において、当局は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が、当局があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他の参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - お客様が、第3項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - お客様が、病気その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の人数が、パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当局があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、その他の当局の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2) 旅行開始後の解除

- 当局は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が、病気その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - お客様が、第3項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、その他の当局の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

13. 取消料

- 旅行契約成立後、お客様のご都合で旅行契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様1名につき下記の料率での取消料をいただきます。
 - 各コース上に適用取消料の明記がある場合はそれぞれに記載のある取消料を適用します。
 - ①以外の場合は以下を適用します。(※1～※3)

| No. | 契約解除の日 | 取消料 |
|-----|---------------------|------|
| | 旅行開始日の前日からさかのぼって | |
| 1 | 21日前(日帰りの場合は11日前)まで | 無料 |
| 2 | 20日(日帰りの場合は10日)～8日前 | 20% |
| 3 | 7日～2日前 | 30% |
| 4 | 旅行開始日前日 | 40% |
| 5 | 旅行開始日当日((6)を除く) | 50% |
| 6 | 旅行開始後及び無連絡不参加 | 100% |

- ※1: 出発日・コース・運送・宿泊機関等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。
※2: オプションプランも上記取消料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。
※3: 出発日・コース・運送・宿泊機関等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。
- 当局の責任とされないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も取消料をお支払いいただきます。
 - 旅行代金が期日までに支払われないときは、当局は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
 - お客様ご都合による出発日およびコース変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

14. 旅行代金の払戻し

- 当局は、第9項(1)(3)(5)までの規定による旅行代金が減額された場合、又は第11項、第12項の規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じた場合は旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、第15項(2)のクーポン類の引渡し後の払い戻しに際して当該クーポン類を当局らに提出していただく必要があり、それらの提出がない場合は、旅行代金の払戻しができないことがあります。
- 本項(1)の規定は、第16項(当局の責任)又は第17項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当局が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- お客様は出発日より1ヶ月以内に当局へ払戻しをお申し出ください。

15. 添乗員等

- 当局は、旅行の内容により添乗員その他のものを同行させて旅程管理業務その他当該旅行に付随して当局が必要と認めた業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- 添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。なお、現地における当局の連絡先は、「行程案内書」又は契約書面に明示します。また、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続はお客様ご自身で行っていただきます。
- 添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定めた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。
- お客様は、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当局の指示に従わなければならない。

16. 当局の責任

- 当局は、契約の履行にあたって、当局又は当局の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当局に対して通知があったときに限ります。
- お荷物の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から14日以内に当局に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当局に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当局又は当局の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当局は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

17. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当局約款の規定を守らないことにより当局が損害を被ったときは、当局は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当局から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の契約上の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当局、当局の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。当局は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当局の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当局が指定する期日までに当局の指定する方法で支払わなければならないとします。
- クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

18. 特別補償

- 当局は、第16項に基づく当局の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款特別補償規程に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき以下の支払いを行います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、その他貴重品に準ずるもの、眼鏡、コンタクトレンズ、撮影済みのフィルム、HDD、CD-ROM、USBメモリ等の記憶装置内のデータ(記録媒体自体は補償対象)、その他当局が定める品目について補償しません。

| 補償金 | 補償項目 | 支払額 |
|--------|--------------|--------------------------------|
| (おひとり) | 死亡補償金 | 1,500万円 |
| | 入院見舞金 | 入院日数により2万円～20万円 |
| | 通院見舞金 | 1万円～5万円 |
| | 携行品にかかる損害補償金 | 15万円を限度。※一個人又は一対についての補償限度は10万円 |

- 契約書面において、当局の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- 当局の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施されるオプションツアーのうち、当局が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- 当局が本項(1)に基づく補償金支払い義務と第16項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当局に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

19. 旅程保証

- 当局は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにも係わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの。但し、次の①の②の変更を除く)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日より起算して30日以内に支払います(お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります)。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。
 - 次に掲げる事由による変更の場合は、当局は変更補償金を支払いません。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。
 - 第11項、第12項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
 - 当局が一つの契約に基づきお支払いを要する変更補償金の額は、旅行代金に15%乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当局は、変更補償金を支払いません。
 - 当局が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第18項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当局は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

| No. | 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの割合(※1) | |
|-----|---|--------------|-------|
| | | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 1 | 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 2 | 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む。)その他の旅行の目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 3 | 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)(※2) | 1.0 | 2.0 |
| 4 | 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更(※2、3、4、5) | 1.0 | 2.0 |
| 5 | 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(※3、5) | 1.0 | 2.0 |
| 6 | 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更(※5) | 1.0 | 2.0 |
| 7 | 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更(※6、7) | 2.5 | 5.0 |

- ※1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- ※2: No.3、4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- ※3: No.4、5に掲げる運送機関の会社名の変更、宿泊機関の名称の変更とは、運送・宿泊機関そのものの変更を伴うものを指します。
- ※4: No.4掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- ※5: No.4、5、6に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船又は一泊につき一件として取り扱います。
- ※6: No.7に掲げる変更については、No.1～6までの率を適用せず、No.7の実の適応とします。
- ※7: 宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト若しくは当局のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

20. 国内旅行保険への加入について

- (1) ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

21. 旅行条件・旅行代金の基準期日

- (1) この旅行条件の基準日は、2018年1月1日です。また、旅行代金は、2018年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

22. 個人情報のお取り扱いについて

- (1) 当局は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当局では以下事由にて個人情報を利用させていただくことがあります。
- ① 当局の旅行契約上の責任、事故時の費用等を補償する保険手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のため。
 - ② 当局、販売店及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
 - ③ 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
 - ④ アンケートのお願い。
 - ⑤ 特典サービスの提供。
- (2) 当局は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当局が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当局に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3) 当局が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当局が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当局が可能な範囲内でこれに応ずる(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当局が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (4) 当局が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当局は、契約の締結に応じられないことがあります。
- (5) 当局は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (6) 当局が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当局内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。

<個人情報に関するお問い合わせ>

- ① 情報の取り扱いに関するお問い合わせは、当局までお申し出ください。Tel:026-261-0300
 - ② お客様は、当局との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。
- 一般社団法人 全国旅行業協会 (ANTA) 長野県支部 Tel:026-235-0109

23. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜を図るため土産物店のご案内がありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当局では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4) ご集合時刻は厳守してください。集合時刻に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (5) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当局はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (6) 当局はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (7) 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引主任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。
- (8) 旅行地の安全衛生情報及びその取得方法は、詳しくは、当局ホームページをご覧ください。

旅行企画・実施 長野県知事登録旅行業第3-593 (一社)全国旅行業協会正会員
 一般社団法人信州千曲観光局
 〒389-0821 長野県千曲市上山田温泉二丁目12番地10
 募集型企画旅行 千曲市 長野市 上田市 坂城町
 実施可能区域 麻績村 筑北村
 総合旅行業務取扱管理者 堀内由貴

